

当社は、経済産業省の「電気・ガス激変緩和対策事業」に対象事業者として採択されました。これにより、2024年4月使用分までの電気料金を値引きいたします。

なお、今回の値引きを適用するためのお客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

- ・ 対象

低圧・高圧の電気をご契約中のお客さま

※特別高圧の電気をご契約中のお客さまは対象外

- ・ 適用期間

2024年4月使用分まで(2024年5月は激変緩和の幅を縮小)

- ・ 値引き額

	値引き単価(税込)
低圧	3.50 円/kWh
高圧	1.80 円/kWh

- ・ 値引き方法

各月の「電気ご使用量のお知らせ」に「緩和対策補助割引」という項目を設け、ご使用量に応じた値引きを行います。

- ・ 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に関するお問合せ先:

経済産業省 資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局 需要家向け窓口

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>

0120-013-305 全日 9:00-17:00(年末年始を除く)

